

令和3年度「新たな沖縄観光サービス創出支援事業」に係る補助事業者募集に係る質問回答

更新日 2021/6/4

質問	回答	回答日
1. 事業内容について		
(1) 次年度への事業の繰り越しは可能ですか？	次年度に繰り越すことはできません。事業期間は令和4年2月28日までとなります。	5月14日
(2) どのような取組が補助対象となりますか？	募集要領「1-3. 事業内容」に示す目的・条件に沿った観光サービスの開発が対象となります。	5月14日
(3) 6泊7日の1人あたりの消費単価の目標額（目安）はOCVB様としてお持ちでしょうか？	沖縄観光推進ロードマップ【改訂版】令和2年3月（沖縄県文化観光スポーツ部）にて数値目標が示されていますが、本事業においては、ハワイでの1人当たり消費単価18.8万円*を目標額とします。滞在日数や、滞在中の消費単価の増加により、この目標に近づくような収益力向上を図る新たな観光サービスをご提案ください。 *参考：Hawaii Tourism Authority 2019 Annual Visitor Research Report https://www.hawaiitourismauthority.org/research/annual-visitor-research-reports/	5月25日
(4) 本年度、対象となる事業が、本補助事業と異なる、他の国や自治体の補助事業や委託事業を受ける可能性（応募や採択）がある場合、本補助事業の応募や実施に影響や必要な配慮はありますか？	別の補助事業などと重複して補助をうけることはできません。補助金の重複受給は不正行為となり、交付規程第20条に定めるとおり、交付決定の取り消しとなりますのでご注意ください。直接本事業経費に関係しないものであっても、他の補助事業などと関係する可能性がある場合については、その旨、応募書類中に記載をお願いします。	6月4日
2. 応募資格及び実施体制について		
(1) どのような団体が応募できますか？	募集要領「1-5. 応募資格」に示す要件を満たす民間団体等が対象となります。	5月14日
(2) 募集要項 様式1の業務企画の責任者と連絡担当窓口が同一人物でも問題ないでしょうか？	同一人物でも構いません。	5月14日
(3) 連携する地元団体の中に、各種「組合」は該当いたしますでしょうか？	交付規程第3条2(3)に基づき、観光収益が地域に還元される仕組みとなる連携先であれば「組合」でも構いません。	5月21日
(4) 沖縄県内に本社・営業所を有する法人の確認は、何をもっておこないますでしょうか。	企画提案提出書（別添 募集要領様式1）「3. 応募資格」「4. 法人概要」への記載事項および添付書類での確認を想定しております。	5月21日
(5) 共同で実施する事業者は、「沖縄県内に本社または営業所を有する法人」に該当することが必要でしょうか。	代表法人が「沖縄県内に本社または営業所を有する法人」に該当すれば、応募可能です。	5月25日
(6) 本事業の受託エントリーに際して、複数の企業体（コンソーシアム）で申し込む際は「要領様式1」の記載および添付資料以外に「コンソーシアム協定締結書」の提出は必要でしょうか。	「コンソーシアム協定締結書」の提出は必要ありません。	5月25日
(7) 弊社は、2021年4月に設立された企業です。そのため、決算書などの過去の実績が、一期分もないのですがこの場合でも、代表企業として旅行業を持った企業と共同事業体を組めば応募できますか？	応募は可能です。募集要領「1-5. 応募資格」に示す要件の満たし方について、代表法人・共同事業者の体制内で、どのように行うのかをお示しください。	5月25日
(8) 応募資格として『県内に「本社」または「営業所」を有する法人』と記載がございますが、「支店」の場合は応募資格を満たす団体として認められますでしょうか。	沖縄県内に「支店」を有することでも、応募資格を満たす団体として認められます。	5月27日

質問	回答	回答日
(9) 今回の募集要領を拝見すると、地域を巻き込み共同で沖縄県内の観光活性化を図ることができる旅行业者を対象となるかと思いますが、法人格を有しない「個人事業主」での応募は受付を行っていただけますでしょうか。	募集要領「1-5. 応募資格(1)」のとおり、「沖縄県内に本社または営業所を有する法人であること」が必要となるため、法人格を有しない場合は、応募できません。	6月1日
(10) 「地元団体との連携」について、地元団体を「共同事業者」としなければいけないのでしょうか	「共同事業者」とする必要はありません。地元団体との知見の共有や商品造成の経験を通じたスキルアップ、観光収入が地域に還元される仕組みの構築、などの点で、どのような連携をとるのか検討していただき、企画提案書においてお示しください。	6月1日
(11) 旅行業登録のある法人と共同で事業を実施するが、旅行業登録のない法人でも、代表法人になれますか？	旅行業登録のない法人であっても、代表法人として応募することは可能です。	6月2日
(12) 当社(旅行社)が代表事業者で申請を行いますが、共同で行う事業者が、県内にある有資格者の個人事業者です。商品開発を一緒に行っていますが、どのような取り扱いになりますか？	募集要領「1-5. 応募資格(1)」のとおり、「沖縄県内に本社または営業所を有する法人であること」が必要となるため、法人格を有しない場合は、共同事業者としての応募はできません。	6月4日
3. 補助金の支払い及び精算業務について		
(1) 補助金の仮払いや概算払いは出来ますか？	できません。交付規程第17条～第19条に定めるとおり、すべての事業の完了後、「実績報告書」を提出頂きます。それに基づき補助金額を確定し「支払確定通知書」により通知します。その確定補助金額について「精算払請求書」を提出していただいた後、補助金を支払います。	5月14日
(2) 提案書に記載した金額から事業開始後に変更になっても問題ないでしょうか？	基本的には採択時に決定した金額が上限額となり、増額は認められません。減額や内容の変更については、事務局と調整のうえ実施することになります。	5月14日
(3) 本事業(補助事業)を進める上で必要な処理や書類を教えてください。	補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については「補助事業事務処理マニュアル」をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_hojo_manual.pdf	5月14日
(4) 精算時に領収書は必須ですか？例えば請求書のみで精算は可能ですか？	支払を確認できる領収書や銀行振込受領書等がなければ事務局による支払ができません。ご留意の上、応募をご検討ください。	5月21日 更新
(5) 本事業の経費を他の経理と明確に区分する必要があるとのことですが、本事業用に銀行口座を開設する必要がありますか？	特別に口座を開設する必要はありません。補助事業に係る具体的経理処理については「補助事業事務処理マニュアル」をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_hojo_manual.pdf	5月14日
(6) 積算書に記載する「支払先」は、具体的な事業者様の名称が必要でしょうか？(例えば、「広告事業者」ではなく"〇〇出版社")	募集要領「5-2. 審査基準」内に記載のとおり、「観光収入が地域に還元される内容」という点でも審査しますので、特にモニターツアー催行にかかる費用については、なるべく具体的な事業者様の名称をご記載ください。また、経費積算に関する見積書の写しもお提出をお願い致します。	5月21日
(7) 人件費の証憑はどのように提出したらよいですか？	人件費を含む、補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料・証憑等については「補助事業事務処理マニュアル」をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_hojo_manual.pdf	5月21日

質問	回答	回答日
(8) 人件費の単価はなにを根拠にしたらいですか？	<p>人件費の関する経理処理については「補助事業事務処理マニュアル 3. 人件費に関する経理処理」(P9～)をご確認ください。</p> <p>https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_hoio_manual.pdf</p>	5月25日
(9) 応募要領「2-2. 補助率・補助上限額」 1団体として複数の観光サービス企画を応募した場合の補助金受給額について質問となります。 例) 1団体として、 ①弊社が代表企業として、複数企業と共同体として(20,000千円事業で16,000千円の補助として)応募。 ②複数企業の共同体として、弊社以外の企業が代表企業で応募する場合(10,000千円事業で8,000千円の補助として) 上記例の場合、補助金は1団体にどのように支給されるのでしょうか？	<p>事業終了後の精算処理については、代表団体とOCVB間でのみ行います。事業で発生した費用の経理関係は、代表団体と共同事業者間であらかじめ整理していただく必要がございます。ついては、下記の形を想定しております。</p> <p>①の場合は、OCVBより代表企業(質問者)へ16,000千円を支給しますので、代表企業から、共同体の複数企業それぞれへ支払いしていただく</p> <p>②の場合は、OCVBより代表企業へ8,000千円を支給しますので、代表企業から、共同体の複数企業(質問者含む)へそれぞれへ支払いしていただく</p>	5月27日
(10) 事業経費のうち、申請者が負担する2割の費用について、代表団体と共同事業者のうち、負担する事業体の指定はありますか？	<p>2割負担分をどの事業体が負担するかについての決まりはありません。ただし、どの事業体が負担したかを明確にしておく必要があります。</p> <p>例えば、本事業を目的として広告宣伝を行った場合は、実施内容と、代表団体もしくは共同事業者のいずれかが負担したことがわかるよう、証憑として以下の書類などを提出していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告宣伝の成果物(広告紙面・画面の写し、報告書など) ・負担団体から広告代理店等への金額の流れがわかる証憑書類(請求書、領収書、銀行振込証明など) <p>また、すべての事業終了後の精算処理については、代表団体とOCVB間でのみ行います。事業で発生した費用の経理関係は、代表団体と共同事業者間であらかじめ整理していただく必要がございます。</p>	5月28日 更新
(11) 8割補助対象経費はすべての項目から均一に8割補助としなければならないのか。または項目ごとに補助率を変動させ、総額の8割になっていけば問題ないか。	<p>対象経費については、各項目に対して8割補助となります。変動させることはできません。</p>	6月1日
(12) 複数の法人が共同して事業を行う場合、共同事業者の「人件費」の証憑についても、代表法人と同様の書類が必要ですか？	<p>共同事業者の人件費についても、代表法人と同様の証憑が必要となります。</p>	6月1日
(13) 補助対象経費の「人件費」について、委託先事業者の「人件費」も補助対象となりますか。 また、ツアーガイドなどへの「委託費」は補助対象となりますか。	<p>委託先事業者の人件費は補助対象となりません。「応募団体」(代表法人および共同事業者)において事業に従事する方の人件費が対象となります。詳しくは「補助事業事務処理マニュアル 3. 人件費に関する経理処理」(P9～)などをご確認ください。</p> <p>また、商品造成におけるツアーガイド等への「委託費」は補助対象経費となりませんが、モニターツアー催行時の体験等に要する経費であれば、「旅費」として補助対象となります。</p> <p>https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_hoio_manual.pdf</p>	6月1日

質問	回答	回答日
<p>公募資料「4_【別添積算書例】新たな沖縄観光サービス創出支援事業」を例にした確認です。</p> <p>以下のような認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・モニターツアー催行経費：8割は本事業で負担。残り2割はモニターツアー参加者に負担してもらう。モニターツアー参加者は上記2割分に加え沖縄本島までの移動経費(航空券)も負担</p> <p>・間接補助事業者事業経費：8割は本事業で負担。残り2割は代表法人および共同事業者等で負担。</p>	<p>本事業の対象経費における負担者については、認識のとおりで相違ありません。</p>	6月2日
<p>(15) 申請時の人件費算出の提出根拠資料は何ですか？</p>	<p>人件費に関する経理処理については「補助事業事務処理マニュアル 3. 人件費に関する経理処理」(P9～)をご確認ください。</p> <p>https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_hojio_manual.pdf</p>	6月2日
<p>(16) 共同事業者が個人事業主の場合、積算書での人件費の計算はどの様にすればよろしいでしょうか？</p>	<p>募集要領「1-5. 応募資格(1)」のとおり、「沖縄県内に本社または営業所を有する法人であること」が必要となるため、法人格を有しない場合は、共同事業者としての応募はできません。</p>	6月2日
<p>(17) 緊急事態制限など事業者の自己都合によらない理由でツアーが実施できない場合、サービス開発やツアー準備にかかった費用の精算は可能でしょうか。</p>	<p>対象経費となります。</p>	6月2日
<p>(18) 代表事業者ではない、共同事業者が別事業で代表事業者となる場合の質問です。その事業者が代表事業者となる事業での補助限度額は、共同事業者と参画する事業費も影響しますか。</p>	<p>影響しません。補助上限額については「代表団体」ごとの上限額となります。</p>	6月2日
<p>(19) 採択後に、契約社員、アルバイトを使っの事務処理や書類作成をする場合の人件費の計算はいかでしょうか？</p>	<p>「補助事業事務処理マニュアル 3. 人件費に関する経理処理」(P9～)を参考に、当該業務にあたる人材を雇用する際に想定される給与規定などをもとに算定してください。</p>	6月4日
<p>(20) 観光協会の職員の人件費ですが、補助事業事務処理マニュアルに沿って計算でよろしいでしょうか？</p>	<p>認識の通りで相違ありません。</p>	6月4日
<p>(21) 自社の広告媒体を活用した場合「広報費」として補助対象経費とすることはできますか？</p>	<p>支出として発生する経費が対象となるため、自社媒体であれば、料金表などに基づく「掲載費」などの費用は、対象経費とはなりません。ただし、掲載作業などに関する「人件費」については、補助対象経費となります。</p>	6月4日
4. 応募手続き(応募書類)について		
<p>(1) 採択結果は発表予定日はいつ頃になりますか？</p>	<p>7月下旬頃を予定しておりますが、応募企画件数等によっては前後する可能性もございますので承知ください。</p>	5月21日
<p>(2) 共同提案者における、「履歴事項証明書」「決算書(損益計算書・貸借対照表)」も提出が必要でしょうか。</p>	<p>募集要領「4-2. 応募書類(1)②企画提案提出書類」内に記載のとおり。本事業に参画するすべての共同事業者において、必要提出書類を求めます。</p>	5月21日
<p>(3) (募集要領様式1)の表の1、法人の履歴事項全部証明書OR登記簿謄本の写しは、代表法人分(1社分)でよいでしょうか？</p>	<p>募集要領「4-2. 応募書類(1)②企画提案提出書類」内に記載のとおり。本事業に参画するすべての共同事業者において、必要提出書類を求めます。</p>	6月2日

質問	回答	回答日
(4) (募集要領様式1)の表の2、旅行業(旅行者代理業)の証明書類は、必ずしも代表法人のものである必要はなく、共同体を組んで応募する法人の中に1社あればそれを添付する認識で問題ないでしょうか？	代表法人のものである必要はありません。本事業におけるモニターツアーの実施にあたる旅行業登録者の証明書類を添付してください。	6月2日
(5) (募集要領様式1)の表の5、【資産及び負債に関する書類】(貸借対照表等)は、代表法人分の提出でよろしいでしょうか？共同体を組む全社分必要ですか？	募集要領「4-2. 応募書類(1)②企画提案提出書類」内に記載のとおり。本事業に参画するすべての共同事業者において、必要提出書類を求めます。	6月2日
(6) (募集要領様式1)の表の6、「事業実施に当たって得た機密情報について、実施者の利益を損なわないように厳格に管理できること」の説明・証明というのは、実施者=ツアー販売者(旅行業資格保持)と、その他の共同企業体の秘密保持契約書を指すのでしょうか？	秘密保持契約の締結など、応募団体内での管理体制・手法などについて、ご説明ください。	6月4日
(7) (募集要領様式1)の表の8、「内閣府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと」は何を以て説明・証明しますか？	当該項目については、特定の証明書類はありません。確認欄へ「○」の記入、及び説明の記載により、要件を満たすことの申告として取り扱います。	6月4日
(8) (募集要領様式1)の表の9、新たな沖縄観光サービス創出支援事業費補助金交付規程別紙「暴力団排除に関する制約事項」に記載されている事項に該当しないことは、交付申請書の提出同意したものと認識で特に証明する書類は必要ないという認識でよろしいでしょうか？	当該項目については、特定の証明書類はありません。確認欄へ「○」の記入、及び説明の記載により、要件を満たすことの申告として取り扱います。	6月4日
(9) 応募時の電子データは、メール送付ではなく、CD-ROMで提出しても構いませんか？	CD-ROMでの提出でも構いません。	6月2日
(10) 見積書の件での質問です。 ○弊社(旅行業なし)が代表法人として、旅行事業者、観光協会と連携し企画を進めております。 ○積算書提出部分で『見積書の写し』とありますが、見積書の宛名ですが、代表法人の弊社でよろしいでしょうか？連携する旅行会社宛の見積書となりますでしょうか？	事業にかかる経費精算の根拠となっていれば、いずれの宛先のものでも構いません。	6月4日
(11) 見積書ですが、モニターツアー参加者の近距離移動をタクシー利用を想定している場合、見積書は必要でしょうか？ 見積書の必要な範囲をご教授ください。	提案・積算書の妥当性を判断する為、可能な限り見積書の写しをご準備ください。難しい場合は公表されている価格表など、積算金額の妥当性が判断できる資料等をご提出ください。	6月4日
(12) 観光協会が共同事業者であり、協会設立したばかりの場合、決算書・損益計算書等の提出はいかでしょうか？	当該観光協会が「本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること」を満たすことについて、関係資料の提出をお願いします。	6月4日

質問	回答	回答日
(13) 共同事業者が個人事業主の場合、確定申告と損益計算書の提出でよろしいでしょうか？	募集要領「1-5. 応募資格(1)」のとおり、「沖縄県内に本社または営業所を有する法人であること」が必要となるため、法人格を有しない場合は、共同事業者としての応募はできません。	6月2日
(14) 共同事業者に観光協会と個人事業者を予定しております。 ○観光協会の場合、『観光協会としての証明する書類』以外必要な提出書類はございますか？ ○個人事業者の場合、住民票提出ひつようでしょうか？	観光協会については、募集要領「4-2. 応募書類(1)② 企画提案提出書類」内に記載のとおり。本事業に参画するすべての共同事業者において、必要提出書類を求めます。 個人事業者については、募集要領「1-5. 応募資格(1)」のとおり、「沖縄県内に本社または営業所を有する法人であること」が必要となるため、法人格を有しない場合は、共同事業者としての応募はできません。	6月4日
(15) (募集要領様式1)の表の2、【旅行業(又は旅行業者代理業)の登録を受けていることを証明する書類】について、「沖縄県知事登録旅行業者名簿」の提出でもよいでしょうか	当該書類はあくまで「名簿」となりますので、証明書類とはなりません。「旅行業登録票」原本の写し等の提出をお願いいたします	6月4日
5. 企画内容について		
(1) バーチャルツアーは対象となりますか？	沖縄県内での観光客の消費単価や滞在日数の向上という事業趣旨をできるだけ達成するため、企画提案書の提出時点においては、バーチャルツアーなど来訪を伴わないツアーについては、対象外といたします。ただし、緊急事態宣言の発令等に伴い、渡航制限となった場合は、提案内容をバーチャルツアーに切り替えて実施いただく可能性もあります。	5月21日 更新
(2) オンラインによる事前学習を経て、実際に沖縄送客というオンラインとリアルなハイブリッドの提案は可能なのか？	オンラインとセットにすることで本事業目的の達成が期待できるという提案内容であれば、審査にて判断します。	5月28日
(3) 観光サービス開発に関して、個別テーマの例がいくつか提示されていますが、参考事例があればおしえていただきたいです。	<p>下記、ご参考ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県「事業報告書等(観光振興課)」 →富裕層向け、エコツーリズムなど https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/bunka-sports/kankoshinko/houkokusho.html ・沖縄県「離島観光・交流促進事業に係る実施報告書の公表について」 →離島、商品開発・自走化事例など https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/chiikiritto/ritoshinko/h27shimatabihoukokoku.html ・観光庁「新たな旅のスタイル ワークेशन&プレジャー」 →事業形態、推進ポイントなど https://www.mlit.go.jp/kankocho/workation-bleisure/ ・日本旅行業協会「観光業界に関する業界ガイドライン」 →新型コロナウイルス対応 http://www.jata-net.or.jp/virus/2008_travelagentguideline.html 	5月14日
(4) 沖縄県内及び国内在住の外国人向けの企画(モニターツアー含む)でも対応は可能でしょうか？	募集要領の「1-3. 事業内容(イ)」に記載のありますとおり、国内在住の外国人についても対象となります。	5月19日

質問	回答	回答日
(5) 長期滞在型モニターツアーを分割できるとのことですがモニターツアー参加者は同一人物ではなければならないのでしょうか？	募集要領「1-3. 事業内容」内に記載のとおり、「一人あたりの消費単価増加」に繋がる観光サービスの開発が目的となりますため、基本的には、同一人物の複数回来訪により年間を通しての滞在日数の増加につなげることを想定しております。ただし、「企業・団体などを対象とし、同団体から複数回の来訪を見込む」など、本事業目的に類する目的に資する内容であれば、幅広い観点で審査いたしますので、目的と内容をセットにし、ご提案ください。	5月21日
6. 補助対象経費について		
(1) 補助対象経費の”旅費”について、サービス開発・ツアー造成に係る間接補助事業者の旅費（出張費）も対象ですか？	対象となります。	5月14日
(2) 沖縄での旅行中に、その場所での自然や文化等をツアー参加者により詳しく説明するためや参加者同士のコミュニケーションを図るために、携帯端末の利用するツアー企画を考えています。これを実現するためのシステム開発費について、今回の事業補助の対象になるのでしょうか？	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。補助事業の実施に必要なシステムを開発する社内スタッフの「人件費」については対象となりますが、システムの開発を外部へ依頼する場合の「委託費」など、記載のない区分の経費は、対象外となります。	5月19日
(3) 補助対象経費について、以下経費は対象となるか？ ・サイクリングツアーで使用する自転車購入費用（複数実施によってリースより安くなる場合） ・ツアー実施に必要なライセンス取得費用 ・ツアー運用を行うシステム開発費用 ・国内旅行傷害保険・諸謝金	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。補助事業の実施に必要なシステムを開発する社内スタッフの「人件費」や、保険などの「旅費」については対象となりますが、自転車購入費用などの「備品費」、ライセンス取得などの「研修費」、開発を外部へ依頼する場合の「委託・外注費」など、記載のない区分の経費は対象外となります。また観光サービスの開発にかかる「諸謝金」については対象外となりますが、モニターツアー催行時の「ガイド料」などは「旅費」として対象となります。	5月21日
(4) 宿泊プランに体験プログラム等を追加したモニターツアーの費用についても8/10の補助対象経費に該当いたしますか？	該当します。ただし、以下の通り、明記すること。 企画提案書：宿泊施設が提供する体験プログラムをセットにすることで得られる効果など。 積算書については、宿泊費と体験プログラム費の内訳が分かるように記載すること。	5月21日
(5) モニターツアーに参加いただいたお客さまに対し、ノベルティ等をプレゼントする費用について補助対象経費に含まれますか？	提案内容によります。ノベルティ等を提供することで、本事業の目的達成にどう作用するか、内容を審査し判断します。	5月21日
(6) モニターツアー組み立ての段階で発生する費用（例えば飲食店で提供するメニュー開発費用、体験プログラムを開発するための費用）は積算のどの項目に入ればよろしいでしょうか？	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。補助事業の実施に必要なメニュー・プログラムを開発する社内スタッフの人件費については対象となりますが、開発を外部へ依頼する場合の「委託費」など、記載のない区分の経費は、対象外となります。	5月21日
(7) 旅行者が現地で理解度を深めるためにスマホなどで見るデジタルガイドブックを配信するシステム開発費は補助対象経費になりますか？	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。補助事業の実施に必要なシステムを開発する社内スタッフの人件費については対象となりますが、システムの開発を外部へ依頼する場合の委託費など、記載のない区分の経費は、対象外となります。	5月21日
(8) 複数法人が共同して事業を行う場合、代表法人以外の共同事業者の人件費も計上できますでしょうか？	共同事業者の人件費についても、補助事業の実施に必要なものであれば、補助対象経費となります。	5月21日

質問	回答	回答日
(9) モニターツアーを有料で実施した場合の収入の取り扱いは、どのようになりますでしょうか？	モニターツアー催行経費の内、補助金額以外の経費（補助対象経費の2割）はモニター（顧客）から徴収頂くことを想定しております。	5月21日
(10) すでに補助事業として実証実験中の設備を利用しているモニターツアーは補助対象となりますか？	原則、設備利用にかかる費用については、本事業での補助と、既存補助事業との補助が重複する場合は補助対象外となります。ただし具体的な「利用」および「経費」の範囲・形態によっても異なりますので、必要に応じて具体例をご提示ください。	5月21日
(11) 補助対象経費区分ごとの補助割合に目安や制限はありますか？ (例：人件費は3割以下など、)	募集要領「5-2. 審査基準(4)」内に記載のとおり、経費区分ごとの目安や制限は、ありません。企画提案内容に応じて、経費配分の適否を判断します。	5月21日
(12) 企画自体は実施主体が担当するが、「モニターツアー実施業務」を、共同実施事業者以外に一括委託外注することは可能でしょうか。 (例：実施主体から実施については一括外注。委託外注先がモニターツアーに関わる費用を支出)	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。「委託・外注費」など、記載のない区分の経費は対象外となります。	5月21日
(13) 広報費や、印刷製本費などを、沖縄県内以外の業者に発注してもよろしいでしょうか。 (発注先として制限があるのかどうか)	県外事業者への発注に係る制限はございませんが、可能な限り県内事業者への発注をお願いいたします。	5月21日
(14) 体験アクティビティの開発にあたり、ガイドの育成費用は補助対象となりますか？	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。ガイド育成に関わる社内スタッフの「人件費」については対象となりますが、育成にあたっての外部研修などの「研修費」「委託・外注費」など、記載のない区分の経費は対象外となります。	5月27日
(15) 学生向けのモニターツアーを予定しているが、渡航費を学校側が負担し、ツアー参加者が渡航費負担しないツアーとしても問題ないでしょうか？	応募要領「6-1. 補助対象経費の区分」内に記載のとおり、「モニターツアー参加者等の、ツアー催行地までの移動および、ツアー催行後の移動にかかる経費（例：沖縄県外空港⇄県内空港間の航空券）は対象外」となります。県外から沖縄への「渡航費」については、補助対象外となるため、負担者等の確認は必要ありません。	6月1日
(16) モニターツアー内の「食費」は対象となりますか？ またその際の証憑は領収書でよいでしょうか？	「食費」については、対象経費とはなりません。原則として、モニターツアー参加者にて負担していただくこととなります。ただし、食文化の体験を主目的とした料理体験などの「体験に要する経費」、朝食（オプションではない）を含む「宿泊に要する経費」については、「旅費」として補助対象経費となります。	6月2日
(17) モニターツアーで対象経費となる「宿泊費」「交通費（県内移動費）」は、旅行会社が各社より仕入れた価格で計上するのでしょうか？それとも販売価格となりますか？	交付規定「第3条（交付対象要件）」のとおり、本事業は「OCVBが認める経費対し予算の範囲内で補助金を交付する」ものとなります。経費としては、販売価格ではなく「仕入れ価格」にて計上してください。またモニターツアー参加者の2割の負担額についても、「仕入れ価格」を元に積算してください。	6月1日
(18) モニターツアーについて、既に一般販売しているサービスを組み合わせたツアー設定をした場合、どのような精算をしますか？（販売価格？仕入れ価格？）	交付規定「第3条（交付対象要件）」のとおり、本事業は「OCVBが認める経費対し予算の範囲内で補助金を交付する」ものとなります。経費としては、販売価格ではなく「仕入れ価格」にて計上してください。またモニターツアー参加者の2割の負担額についても、「仕入れ価格」を元に積算してください。	6月1日

質問	回答	回答日
(19) 新型コロナウイルス感染症対策に関して、補助事業の実施に必要な新型コロナウイルス感染対策のためのマスク、アルコール消毒液等の購入に要する経費と記載がありますが、パーティションの設置やCO2センサーの購入費は補助経費対象でしょうか。 https://corona.go.jp/news/pdf/inshoku_taisaku_20210430.pdf	マスク、アルコール消毒液等の購入に要する経費については「消耗品費」として補助対象経費となりますが、パーティションやCO2センサーなど「1年以上継続して使用できるもの」については「備品費」に該当するため、本事業の補助対象経費外となります。詳しくは「補助事業事務処理マニュアル 『6. 備品費・借料及び損料に関する経理処理』 『7. 消耗品費に関する経理処理』」をご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_hoip_manual.pdf	6月2日
(20) モニターツアー参加者に県外からの移動前にPCR検査を実施してもらう場合の費用は補助対象でしょうか。PCR検査キットを郵送し陰性を確認して移動してもらうことを想定しています。	PCR検査については、本事業の対象経費には該当しないため、補助対象外となります。 モニターツアー参加者の自費負担にて行うPCR検査および陰性証明を参加条件とする観光サービスの提案は可能です。	6月2日
(21) 新型コロナ感染防止対策の経費において、下記は補助対象となりますか？ 「感染防止対策研修費（講師費・オンライン学習費用）」 「体調管理システムの導入費（運営スタッフの毎日の検温・体調管理を記録管理するwebシステム）」	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。社内スタッフ研修のための「研修費」「オンライン学習経費」、「システム導入費」など、記載のない区分の経費は対象外となります。	6月2日
(22) 新型コロナ感染防止対策の経費において、下記は補助対象となりますか？ 「PCR検査費用（モニターツアー参加者、モニターツアー当日運営スタッフ）」	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。PCR検査については、本事業の対象経費には該当しないため、補助対象外となります。	6月2日
(23) 旅費の経費において下記は補助対象となりますか？ 「飲食を含むアクティビティ・文化等体験費」 ※宮廷料理体験（飲食）、料理教室（調理）等	「沖縄の食文化の体験」を主目的とした体験に要する経費については、「旅費」として対象経費となります。ただし体験を目的としない「食費」については、対象経費とはなりませんので、原則として、モニターツアー参加者にて負担していただくこととなります。 提案の「宮廷料理体験」などが、いずれの位置づけになるか、提案内容によって判断することになります。	6月4日
(24) 国内観光とはなっていますが、将来の自走化に備えて、告知物（WEB、パンフレット）の外国語対応予算も認められますか？	本事業は国内観光客を対象としていますのでインバウンド対応の経費は対象外となります。ただし、国内在住の外国人もモニターの対象とした参加者募集を行う場合に限り、外国語対応に係る費用は「広告費」として補助対象となります。	6月4日
(25) ①現地ツアー実施前に、現地ツアー参加者に事前に学習コンテンツを受講することを前提としたツアーを企画検討しております。その際の本事業参加事業者以外の事業者へ委託するコンテンツ作成費用や本事業参加事業者以外の事業者が提供するサービス利用料は補助対象となりますでしょうか。委託が可能な場合、相見積が必要となりますか。 ②上記のサービス利用料が可能な場合、そのサービスが年ごとや月ごとの契約期間料金の場合、使用可能でしょうか。またその場合、事業期間での日割等での精算となりますか。	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。事前の学習コンテンツ受講時の、ガイド料などは「アクティビティ・文化等体験等に要する経費」として「旅費」に該当しますが、「委託によるコンテンツ作成費用」及び「外部事業者の提供サービス利用料」は対象外となります。また、応募団体の職員がコンテンツを作成する場合の「人件費」は対象となります。	6月4日
(26) 現地ツアー実施前に、広報として実施するオンラインイベントは、補助対象となりますでしょうか？	ツアー参加者を募集するために実施する広報活動に係る経費であれば「広報費」に計上可能です。	6月4日

質問	回答	回答日
(27) 現地ツアー実施前に、広報として実施するオンラインイベントに登壇いただく方へ謝金ではなくガイド料として補助対象となりますでしょうか？	「広報費」において、ガイド料として補助対象経費となります。	6月4日
(28) 現地ツアー実施前に、事前に参加者にツアー内容を理解していただき、ツアー参加前から現地の方とつながっていただき、現地のファンになっていただくための一環として行うオンラインイベントを実施する予定です。その運営費は補助対象となりますでしょうか？	募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。事前のオンラインイベントの「運営費」の内訳として、応募団体職員の「人件費」や、ガイド料など「アクティビティ・文化等体験等に要する経費」にあたる「旅費」は対象経費に該当しますが、システム利用料などは対象外となります。 また、ツアー実施前のオンラインイベントの実施自体については、本事業の目的達成への必要性などをご提案いただき、審査にて判断いたします。	6月4日
(29) 現地ツアー後に、実施するオンラインイベントは、補助対象となりますでしょうか？	ツアー後のオンラインイベントの実施自体については、本事業の目的達成への必要性などをご提案いただき、審査にて判断いたします。 また対象経費としては、募集要領「6-1. 補助対象経費の区分」に示す経費が対象となります。例えば、効果検証や課題分析が目的であれば、応募団体職員の「人件費」は対象となりますが、システム利用料などは対象外となります。	6月4日
(30) 広報宣伝用に作成する動画の外注を考えていますが、その場合の費用は本事業の補助対象経費として認められますか？	補助事業の実施に必要な広報活動に要する経費であれば、認められます。	6月4日
(31) 広報宣伝用に作成する動画で起用するモデルに個人事業主を検討していますが、法人格を持っていない場合でも補助対象経費として認められますか？	補助事業の実施に必要な広報活動に要する経費であれば、認められます。	6月4日